

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可しました。

令和八年一月二十三日

卷之三

一 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地	氏名又は名称 農組合	住 所
天理市和爾町三六番一、一三一 九番、一三二〇番、一三二一一番、 一三二二番、一三二三番、一三 二四番、一三二五番、一三二六 番、一三三〇番、一三三一一番、 一三三三番、一三三五番、一三 三六番、一三三七番、一三三八 番、一三三九番、一三四〇番、 一三四一番、一三四二番、一三 四三番、一三四四番、一三四五 番、一三四九番、一三五一番、 一三五二番、一三五三番、一三 五四番、一三五五番、一三五六 番、一三五七番、一三五八番、 一三五九番、一三六〇番、一三 六一番、一三六二番、一三六三 番、一三六四番、一三六五番、 一三六六番、一三六七番、一三 六八番、一三六九番、一三七〇 番、一三七一番、一三七二番、	天理市和爾町三六番一、一三一 九番、一三二〇番、一三二一一番、 一三二二番、一三二三番、一三 二四番、一三二五番、一三二六 番、一三三〇番、一三三一一番、 一三三三番、一三三五番、一三 三六番、一三三七番、一三三八 番、一三三九番、一三四〇番、 一三四一番、一三四二番、一三 四三番、一三四四番、一三四五 番、一三四九番、一三五一番、 一三五二番、一三五三番、一三 五四番、一三五五番、一三五六 番、一三五七番、一三五八番、 一三五九番、一三六〇番、一三 六一番、一三六二番、一三六三 番、一三六四番、一三六五番、 一三六六番、一三六七番、一三 六八番、一三六九番、一三七〇 番、一三七一番、一三七二番、		

一三七三番、一三七四番、一三
七五番、一三七六番、一三七七
番、一三七八番、一三七九番、
一三八〇番、一三八一番、一三
八二番、一三八三番、一三八四
番、一三八五番、一三八六番、
一三八七番、一三八八番、一三
八九番、一三九〇番、一三九一
番、一三九二番、一三九三番、
一三九四番、一三九五番、一三
九六番、一三九七番、一三九八
番、一三九九番、一四〇一番、
一四〇二番、一四〇三番、一四
〇四番、一四〇五番、一四〇六
番、一四〇七番、一四〇八番、
一四〇九番、一四一〇番、一四
一一番、一四一二番、一四一三
番、一四一四番、一四一五番、
一四一八番、一四一九番、一四
二〇番、一四二一番、一四二二
番、一四二三番、一四二四番、
一四二五番、一四二六番、一四
二七番、一四二八番、一四二九
番、一四三〇番、一四三一番、
一四三二番、一四三三番、一四
三四番、一四三五番、一四三六
番、一五二四番、一五二五番、
一五二七番、一五二八番、一五
二九番、一五三〇番、一五三三
番、一五三四番、一五三五番、

一五四五番、一五四六番、一五
四七番、一五四八番、一五四九
番、一五五〇番、一五五一番、
一五五二番、一五五三番、一五
五四番、一五五五番、一五五六
番、一五五七番、一五五八番、
一五五九番、一五六〇番、一五
六一番、一五六三番、一五六四
番、一五六五番、一五六六番、
一五六七番、一五六八番、一五
六九番、一五七〇番、一五七一
番、一五七二番、一五七三番、
一五七四番、一五七五番、一五
七六番、一五七七番、一五七八
番、一五八二番、一五八三番、
一五八四番、一五八八番、一五
八九番、一五九〇番、一五九一
番、一五九二番、一五九四番、
一五九五番、一五九六番、一五
九七番、一五九八番、一五九九
番、一六〇〇番、一六〇一番、
一六〇二番、一六〇三番、一六
〇四番、一六〇五番、一六〇六
番、一六〇七番、一六〇八番、
一六〇九番、一六一〇番、一六
一二番、一六一三番、一六一四
番、一六一五番、一六一六番、
一六一七番、一六一八番、一六
一九番、一六二〇番、一六二一
番、一六二三番、一六二三番、

一六二四番、一六二六番、一六

二七番、一六六六番、一六六七

番、一六六九番、一六七一番、

一六七二番、一六七三番、一六

七四番、一六七五番、一六七六

番、一六七七番、一六七九番、

一六八〇番、一六八一番、一六

八三番、一六八四番、一六八六

番、一六八七番、一六九〇番、

一六九一番、一六九二番、一六

九三番、一六九四番、一六九五

番及び一六九六番

二

認可年月日

令和八年一月十四日